

デジタル活用共生社会実現会議
ICTアクセシビリティ確保部会（第6回）

平成31年3月5日

1 日時

平成31年3月5日（火）10時00分～12時00分

2 場所

総務省 7階 省議室

3 出席者

(1) 構成員（敬称略）

石川准部会長、須田裕之構成員（部会長代理）、今井正道構成員代理（笹野潤）、植木真構成員、澤村愛構成員、星川安之構成員、堀込真理子構成員、松岡万里野構成員、山田肇構成員

(2) オブザーバー

渡部祐太（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）、木原由起子（経済産業省）、

(3) 総務省・厚生労働省

<総務省>

赤澤公省情報流通行政局審議官、犬童周作情報流通振興課長、田村卓也情報活用支援室長、櫻井秀和情報流通振興課企画官、安藤満佐子情報活用支援室課長補佐

<厚生労働省>

伊東法之企画課長補佐、加藤晴喜自立支援振興室総括補佐

4 議事要旨

(1) 配布資料確認

(2) 最終報告の方向性について

(ア) 資料6-1に基づき犬童課長より説明が行われ、以下の質疑が行われた。

【山田構成員】 意見です。2ページ目の将来のありたい姿のところに違和感がありま

す。なぜなら、我々が実現を目指している共生社会とは、障害を持っている、持っていない、年齢がどう、性別がどう、日本人か外国人か、そういうことなしにみんなで共生できる社会です。

そのために、移動のところには、自由で自立的な移動、エンタメには、いつでも誰でも楽しめる旅行・スポーツと書いてありますが、生活と仕事・社会参画のところだけは、個別の事情に対応する支援を整備すると書いてあります。これは、全然共生社会ではありません。共生社会として書くならば、自立した生活ができる、自立して仕事ができる、自立して社会参画ができるということをまず書かなくてはいけなくて、この移動とかエンタメに比べて、レベルが一つ落ちてしまっている。

だから、きちんと自立して生活ができるとか、自立して仕事や社会参画ができるということを書いた上で、だけど、そのためには個別の支援等も必要だというのは、その下を書くべきことであって、一番上に書くことではないと思います。

【犬童課長】 今のご指摘は、ごもっともでございます。この資料は途中の段階で、ヒアリングも含めてまだ精査しきれていない段階のものを挙げさせていただいていますところ、不十分な点があったことはおわび申し上げたいと思います。資料の考え方は、今先生がおっしゃっていると通りの考え方でおります。

【須田部会長代理】 筑波技術大学の須田でございます。

2ページ目で、実現に向けて必要なこととしてまとめていただいている部分は、今までの考え方に近いと思います。最近、オープン性、いわゆる既存の製品・技術でも組み合わせることによって、新しいイノベーションができるという考え方になっています。そここのところで、いわゆる自前主義などを排除して、社会全体で、このような総合的なサービスをつくり上げていただきたいということが、これからの方向性だと私は考えています。

【星川構成員】 3ページから6ページまで書いてある事柄に関して、少し細か過ぎると思います。この細か過ぎるのは、山田構成員がおっしゃったように、この何倍もあると思います。これだけをとると、偏ってしまうと思います。

今まで行われてきたさまざまな調査を踏まえ、その不便さだけではなく、よかったことなど、もう少し共通項をここのテーマとしては捉えて、個別には、その共通項からおろした、そこで対応できるようなものにするような形の書きぶりをしていただけたらと思います。このままでは、これをやるというふうに誤解されてしまうのではないかと、

懸念を持ちました。

【犬童課長】 このアンケート結果をそのまま使うことは、最終報告では考えておりませんので、共通項を出した形で記述する方向で、検討しています。

【山田構成員】 今の星川構成員に続いて、共通項は一体何かというと、実はあるんです。

ご覧いただくとわかるように、C-1やC-2が多く書いてあります。つまり、ほかの分野の技術として既に実用化しているけれども、当該課題に対する応用は実現していないとか、当該分野で既に実用化しているというものが多くあるということです。

では、何でそれにもかかわらず、こういうことで困っているんですとアンケートをとった方がおっしゃるかということ、普及していないからです。

だから、ここから共通項の最初に何が見つけられるかといったら、ほとんどの技術は既に準備されているけども、普及策がとられていない、そこに力を入れるべきだということだと思います。なので、もちろん、サービス開発のための障害者にかかわる各種データを整備していくことはとても重要ですが、それと同じぐらいに普及策も考えるということが重要で、それが共通項の一つだと思います。

【須田部会長代理】 筑波技術大学の須田でございます。

私も今の山田構成員の意見に賛成です。基本的に、障害者の方々は、どんな技術があるのか、使えるのかをご存じない。つまり、それから導入支援ができていない。それが、今の一番問題だと思っています。

【石川部会長】 アンケートの回答の中で一つ象徴的な例として、仕事の視覚障害のところで、人から渡される紙媒体の資料が読めなくて困っている。それに対するソリューションとしてファイルにとじるだけでエクセルにしてくれるようなソフトあるいはハードが欲しいと記載されていますが、そもそもなぜ紙媒体の資料を職場で渡される事例が出てくるのだろうかという疑問に思いました。ペーパーレス化を職場での合理的配慮、環境整備として進めて行くのが王道だからです。

「階段を自分で上がれる電動車椅子を開発しましょう」のような話とどこか似ています。当事者は、現状を所与として自分なりに解決の方向性を描くかもしれませんが、社会として、あるいは国として整理していく段階では、社会的な解決の方向、技術的な解決の方向についての基本的な軸というのを定めた上で整理していただけるといいなと思います。

【堀込構成員】 私も各構成員がおっしゃってくださったことと同じく、仮に探している

技術はすでにあったとしても、「それがもうすでにあるものだ」、「それはAである」とか、「C2」とか、「B」とか、こういう判断ができる人というのはそんなにいないと思います。

ですから、模索し続けるという方が多いところに、もし、このコンソーシアムができ上がったときには、今のこうしたいという要望がBであるのか、Cであるのかということが誰にでもわかるようなものになるということが一つの成果なのかなと、これを見て思いました。

また、例えば体温を感知して自動温度調整という機能はなかなか難しいですが、肢体不自由の方でも口頭でお話しができるのであれば、現在でも言葉で自動温度調整をするといった代案が考えられます。すぐに、このとおりにはないけれども、今あるものを組み合わせて代案としてこんなのあるということが人の工夫として情報を出せる。それがどれだけこのデータベースでデジタルで実現できていくのかなということが、気になりました。

(イ) 資料6-2に基づき犬童課長より説明が行われ、以下の質疑が行われた。

【松岡構成員】 いろいろなヒアリングについて、大変有用だと思います。データの共有化は、ぜひ国として音頭を取ってやっていただきたいと思います。私もデータの利活用の委員会に入っていますが、データをそろえ、共有化をするということは、まだまだ十分な体制ではないと思いますが、この障害者関連のデータは、ぜひ国として集約に努めていただきたいと思います。

製品開発やサービスのあり方について、標準化するときに、基本になるデータをつくるということに、経費がかかって実行できない場合がかなりあります。

そのため、ぜひ、このデータを共有できるようにし、その正確性については、国が関与して、整理していくという政策をとっていただきたいと思います。大変この将来に向けてやっていただくのはいいと思います。

情報ポータルサイトに、それらを入れるというのも、一つの方法かもしれませんが、やはりそれをきちんと整合性を図っていくという、データの仕上げというのは大事なことではないかと思います。

【植木構成員】 意見が一つと、それから、質問が一つございます。

まず、意見として、情報共有のプラットフォームを構築していくに当たって、どこまでオープンにするか、どこまでのアクセス権限を与えるかという議論もあると思いますが、少なくともアクセス権限を持っている人にとっては、プラットフォーム自体のアクセシビリティの確保というのをしっかり担保していただきたいので、どこかに明記をしていただくようお願いします。

それから、質問ですが、コンソーシアムへの参加資格、特に事業者について気になっています。私もウェブアクセシビリティ基盤委員会から参加していますが、例えばウェブ制作、あるいはアプリ開発をしている方については、大手の企業様、事業者さんであれば、やはり個人、フリーランスで活躍されている方も少なくありません。そういう意味で、どこまでの方が参加できることを想定されているのか、もし現時点で何かお考えがあればお聞かせいただければと思っております。

【犬童課長】 企業も個人も分け隔てなく参加してもらいたいと思っておりますが、個人の場合、どこで線引きするのかということは運用の話になってくると思います。開発者などの方が変な情報を入れるということは、ないと思いますので、できるだけオープンに幅広く参加いただきたいということで考えております。一方、運用のあり方は若干議論しないといけない部分があるかと思っております。

【石川部会長】 会費は、無料でしょうか。

【犬童課長】 会費は、今後の検討課題と考えています。

【山田構成員】 山田です。この情報をつくり上げたり、情報を共有したり、それを開発に使ったりすることについては、あまり異論はありませんが、「私は、こういう障害を持っているんだけど、どんな機器が今、使えるかしら」と調べたい一般利用者が、コンソーシアムが集めた情報を利用するということが消えてしまっています。それをぜひ書いていただきたいと思っております。

また、12ページの最後に、ICT機器サービスの認定制度の整備とありますが、これは、それぞれの機器がどういった部分に配慮しているか（例えば視覚による情報取得が困難な人が使える）といったことを知らせるものならば、その情報を個々の利用者がきちんところから引き出して、自分の生活に使えるということが重要だと思います。それは指摘事項です。

同じく12ページに「認定」という言葉を使っていますが、これは「認証」の間違い

です。「認証」とは、個々の製品やサービスがある基準に沿っていることを確認し、それを表明するものです。そういう仕事をする組織が適切な組織かどうか認めるときに認定という言葉を使うので、ここは「認証制度の整備」に直したほうがいいと思います。それはエディトリアルな指摘です。

【犬童課長】 今の山田構成員のご指摘はごもっともでございます。10ページのデータの整理についてという論点について、最終報告の方向性（案）の最初の矢印でございますが、「障害者のニーズ、困り事やそれに関連する製品・サービスの検索・情報入手を容易にするため」と、ここをもう少しわかりやすく表現してまとめたいと思います。

【山田構成員】 山田です。書いてあること全体としてはいいと思いますが、最後のまとめの12ページを見ると、利用者という言葉がどこにもなくなってしまっています。

【犬童課長】 わかりました。そういう点であれば、しっかりと最初に記載します。

【須田部会長代理】 筑波技術大学の須田でございます。

これは厚生労働省様にもお願いする形になりますが、こちらの8ページで、障害者関連データの収集という項目がございます。これは今まで、障害者に対するアンケートとといった形で情報を収集していた従来のデータがありますが、実は障害者権利条約で考えられている合理的配慮というのが、今後各組織と障害者の方々との間でお互いにコミュニケーションをお願いして、いろいろなことが検討されると私は思っております。

これから、そういう新しい情報の生まれることが、ちょうどこの今の社会的な情勢だと思っており、それをどのような形でデータとして収集していただけるか、それをどのような形で他の障害者の方々に普及、適用、活用していただくのか、そうしたことに對する受け皿・仕組みをぜひ考えていただきたいと思っています。

【星川構成員】 共用品の星川でございます。

対象の人が視覚障害、聴覚障害、精神障害、知的障害、発達障害の人たちが出ていて網羅されているように思えますが、その他にも指定難病の人たち331人、指定されていない人たちとなると二千、三千といらっしゃいます。例えば表皮水疱症のように皮膚が弱いという人たちは、IT機器に関して使いづらいということもあります。それが今回の委員会の中で、今までなかったものを入れていくということの一步になればと、2つの資料を読ませていただいて思った次第です。

【石川部会長】 では私も、コメントさせてください。

協調領域におけるデータの共有という部分について、競争領域でしか貢献する意思が

ないという企業が持っている、重要、貴重なデータへのアクセスが、支援技術開発にとって有効な場合、何かソリューションはないかと考えています。通常こういう場合は、より競争的な色彩の強い企業であればあるほどライセンス料が高いという問題があります。概して市場規模も影響しますが、大量のライセンスを購入する場合には、1ライセンスの費用は安いのですが、専用の機器のようなものになると、(必要とされる)ライセンス数は限られてくるので、そうすると1ライセンスのライセンス料は高くなります。結局それは(高くて)使えないのであきらめるというようなことが起きますが、こういったことに対する何らかの支援、このコンソーシアムなりあるいは今後の施策で考えられないものなのかと思えます。

もう1点、日本の国内の支援技術開発では独自仕様で互換性のない物をつくる企業が多く、連携協調動作できないケースが大変多くありました。特に移動系のハードウェアではそれが甚だしく、似て非なる、互換性がないものでした。

こういったことに対して、やはり標準化、それから協調動作できるようなAPIの統一や、標準化など、そういったようなことも重要だということは書き込めるといいのではないかと思います。

(ウ)資料6-3に基づき犬童課長、加藤総括補佐より説明が行われ、以下の質疑が行われた。

【山田構成員】 山田ですが、編集上のお願いが1つあります。2ページ目の頭に「国民は企業を選択できるが公共機関は選択できないため」と書いてありますが、最終報告にこれが入ってしまうと、企業にアクセシビリティ配慮をしないことを許しているように聞こえてしまいます。なので、「国民は企業を選択できるが」の「企業を選択できる」を消していただいて、「国民は公共機関を選択できないため」としていただければ誤解が避けられるのでぜひお願いします。それが1つ目です。

もう一点、付け加えていただきたいことを申し上げます。

随分前にIT担当大臣がデジタルファースト法案を今期通常国会に提案するということを言っていて、総務省等でもデジタルファースト法案についての検討が進んでいると理解しています。その中でアクセシビリティについても当然法案の中にかかれるようになる聞いておりますが、実際には、例えば日本IT団体連盟や、新経済連盟が電子行政におけるアクセシビリティがばらばらなので、統一すべきということをそれぞれの提

言の中で言っています。

デジタルファースト法案成立後、政府全体が電子行政の方向に進むとするならば、情報アクセシビリティを確保するという事は、国民へのサービスとしても、それから政府の中で働く障害者にとっても重要であるということ、資料のどこかに、こういう政策にも連動しているんだというアピールを書いていたかと思えます。

【石川部会長】 ありがとうございます。今の山田構成員の発言に関連して、2点あります。公的に提供されるICT機器やサービスは、国民に対して提供されるという意味合いが強いと思いますが、公共部門における障害者就労、障害者雇用を進めていく上で、環境整備、合理的配慮は必須です。公共機関が購入する、調達するICT機器やサービスについては、アクセシビリティ要件を満たすものを調達するというのが山田先生の最初のプレゼンテーションの中の重要な骨子であったと思います。そこがここからはちょっと読み取りにくくなっているのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【山田構成員】 山田です。ぜひそれは明記していただいたほうが良いと思います。もともとは、「今公的に適用されるICT機器・サービス・アクセシビリティへの対応を義務化すべきではないかと」書いてありますところ、義務化すれば当然調達においては行われるわけで、ここも法整備を検討すべきと書いています。石川座長のご発言は、それをもう1歩強い表現に直してほしいということだと理解しております。僕らも同じ思いですが、一方でそれを直すとなると新しい法律を整備しなければならないので、総務省、厚生労働省にとっても大ごとなので、ここは慎重に書いてあるのではないかとこの事情はよく理解できる一方、気持ちとしては石川座長と全く同じで、書いていただきたいと思えます。

【石川部会長】 石川です。アクセシブルな機器を調達する目的は、障害のある国民、住民の利用を考慮してというもさることながら、障害者の就労にとってそれが必要だからという、もともとのリハ法の意図も山田構成員のご説明でわかりましたが、障害者は、職場においてアクセシビリティがないと実力があっても貢献できない、という状態を解決したいということがまずはあったということだと思います。よって、この2つの意味が伝わるような書きぶりであれば、表現の強弱については事務局のご判断を極力尊重したいと考えております。

また、前段の国民は公共機関を選択できないという部分は、理由づけとして必要でしょうか。それは関係ないのではないかとというのが私の意見です。またご検討いただければ

ばと思います。

【堀込構成員】 の3のITサポートの強化につきまして、こちらのサポート総合推進事業は、今は地域生活支援事業という位置づけのため、自治体の裁量で必要に応じてやるというような内容にとどまっており、それゆえに半分ぐらいの都道府県ではやっていないということになっております。この事業が対象かどうかわかりませんが、平等にどの県でも同じようにICTの相談ができるところを作るのは急務かと思えます。

また、事業内容はここでは細かくは省略させていただきますが、2や3は、サピエに関する事業と思われませんが、それは情報サービスセンターのようなイメージがいたしませんので、ICTの普及に資するならば、ほんとうの技術適合の専門家を配置するような方向に変わっていくというあり方が必要かと思えます。

【犬童課長】 山田構成員からご意見いただいた、2ページの書きぶりにつきましては、中間報告の段階での構成員の皆さんのコメントでございます。最終報告には皆様のご意思に沿うように書きぶりを考えたいと思えます。

【澤村構成員】 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会の会長を務めております、澤村と申します。先ほどからお話ごもつとも思いつながら聞いておりましたが、山田構成員の技術はあるので、普及策を考えるということ、須田構成員から導入の支援が必要ということとの観点を基に、いま学校の中でどのような状況なのかをお話いたします。

今、学校では、児童生徒一人一人のキャリア発達を支援して、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な、意欲や態度や能力を育てる教育が目指されております。つまり、児童生徒一人一人の勤労観や職業観を育てる教育が行われております。職業生活キャリアとはワークキャリアのみではなく、職業生活に関連するものや、賃金労働者になりそれを維持していくことだけではなく、その人の人生や生活において、その生き方や暮らし方をどう組み立てていくのか、価値観を含むライフキャリアであり、そのために多様な力を獲得できるようにする過程がキャリア教育だと私は思っております。

障害のある人は、心身機能の障害が重いために、キャリア教育とは無関係なのではなく、障害のない人以上に、自分の生き方をデザインしていく力や、体験が必要だと思っております。しかし、障害のある者は様々な役割遂行の機会から遠ざけられてしまい、障害とされるものがそのキャリア発達に与える影響はとても大きいです。そんな中、今ではICT機器を使えば、例えばそこにいなくても会議に参加することができるなど、

遠隔で社会と繋がることができる、すなわち社会がお家や学校にやってくる、とても画期的な状況です。

学校において生徒は商品ではありません。しかし、社会から選んでもらうためには、やはり制限時間内に教職員と保護者と協力しながら、彼らにそのための力を持たせる必要があると思っております。ICT機器の発達が目覚ましいことを今回の会議で目の当たりにしました。ならば、さらに環境を整えてほしい。具体的には外部にアクセスできる新しいWiFiを学校の中に増設し、安全な環境の下で生徒用のメールアドレスを用いて、ICT機器を実際に先生方にフィッティングやカスタマイズをしていただきながら使用し、自分の生き方をデザインしていく体験の積み重ねを、学校の中で行うことが可能となると良いと、切に願っております。

今の充実なくして将来の充実はないと思っております。私はただほんとうに子どもがかわいいというだけで連合会の会長を務めておりますただの母親でございまして、このような会議に呼んでいただいて意見を述べさせていただくことなど、ほんとうにまことに恐縮でございます。217校PTA連合会会員は、実は半分は教職員会員です。今回のことは、事務局に持ち帰り、「世の中捨てたものじゃないよ、未来はもっと楽しみだよ、だから多様な力を獲得する努力を続けていこうね、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していこうね」と、児童や生徒や彼らを取り巻く保護者会員と教職員会員へ伝えていきたいと思っております。

参加させていただきまして、ありがとうございました。

【石川部会長】 ありがとうございました。

先ほどの堀込構成員のサピエについてのご発言の趣旨をもう一度確認したいんですが、ここで書かれているのは、ICT機器の利用に際してのサポートをするパソコンボランティアの養成ということだと思います。サピエはその一例として書かれているにすぎないように思いますが。

【堀込構成員】 堀込です。サピエを使いたい方に使えるような支援をすることはもちろんこのサポートセンター機能に含まれると考えておりますが、ネットワークにアップロードするというようなデータの事業が今年度から新たに含まれているように見受けられます。これについて東京都では、視覚障害の方のための情報、利活用支援、あるいは利活用しやすいようなデータの制作といったことは、それぞれの障害支援団体や、当事者団体、図書館等で機能しています。この新しい事業を実施するにあたってはこれらの役

割分担をきちんとし、障害のある方へのICT機器の支援を行う公的な場所という唯一の機能を持つ場所を普及、強化する必要があると考えます。即ち、これまで存在したような障害特性ごとに対応していた場所ではあることはそこで行い、それらが役割分担しながら繋がるべきで、このセンターは必要な機能を適合するといった、人と機器をつなぐ中間に入るような機能であるべきだと思います。個別の（機器の）データをつくるといったことではなく、技術適合ができる専門家を置くような、全国共通のそういった機能にしていくことを私たちは希望をしております。

【石川部会長】 堀込構成員が心配されているような、ICTサポートセンターにサピエの手伝いをさせることを求めるような意味でこちらは書かれていないと思われま

【堀込構成員】 このサポート推進事業に新たに加わった2と3が両方ともサピエに関することです。サポートセンターをどう強化していったらいいのかというところでは、スタッフなどで話し合っていた方向とは違うところがありました。また、3点の中の2つがサピエというのは、バランスが良くないとも思います。

【石川部会長】 了解しました。ICTサポートセンターが多様な障害全体に対して、それぞれの専門性が求められる分野で、オールラウンダーの専門家というものをどうやってどこでどういうふうにして養成するのかと言うところが課題であると思

【加藤総括補佐】 加藤でございます。今、座長からお話をいただいたことにつきまして、基本的にどこの障害ということに特定をしたものではございません。今回の事業は、これまでのITサポートセンターを包括し、さらにICTサポートを総合的に推進するという目的で、複数の事業をまとめさせていただいたものでございます。

その中で、ICTを活用した利用目的の1つとしては、サピエを想定しています。当然サピエを使うということであれば、インターネットの活用ができなければならない、インターネットの活用をするためにはICT機器の利用もできなければいけないということで、今、我々の事業の中でそうしたICTに関する利用で、支援の取り組みの中で、視覚障害に関する支援体制としてサピエが先に進んでいるということで、例示させていただいたところでございます。

また一方サピエは、視覚障害のみを対象としたものではなく、例えば発達障害や、前回のマラケシュ条約で言ういわゆる情緒障害等を持つ読書などの困難者に対する対応といったことも今後対応していかなければいけないということもござい

実らせていきたいという思いでございます。

【植木構成員】 資料の2ページ目の情報アクセシビリティ確保と技術基準の部分に関連して、最終報告にぜひ追加で明記していただきたいことがあります。ウェブに関する現状認識について、少なくとも先進国といわれる諸外国においては、法律でアクセシビリティの確保は義務化されており、公的機関に対しては、ウェブコンテンツのアクセシビリティ確保を法律で義務づけているのはもう当たり前になっています。それに対して日本ではいまだ公的機関に対しても、義務化されていない、つまりおこなっているという現実があるということも1つ明記しておいていただきたいなと思いましたが、追加でコメントさせていただきました。

【石川部会長】 ありがとうございます。これはほんとうにそうでした、権利条約の国内実施の審査におきましても、必ず勧告の対象となると思います。まずは、課題の認識からまずスタートして、議論していくということで、課題はわかっているというメッセージだけは少なくとも当部会としては出したいと思いますが、いかがでしょうか。

【犬童課長】 この会の総意であれば、その方向で記載したいと思えます。

【山田構成員】 山田です。例えば政府関係のウェブサイトや、他の機器の調達した機器であっても同様だと思いますが、アメリカではDACのほかにも、リハビリテーション法や連邦通信法があり、守っていない人はこのDACの仕組みでないところで怒られるようにできています。

一方この資料において今DACと同じようなものをつくるという構想しかない場合、同様の体制を作るには不十分で、総理大臣に対しても勧告する権限を持つ障害者政策委員会のような力も使って、例えば「外務省のウェブサイトアクセシビリティを満たしていないので改善をなささい」と行ったことを言えるような権限を持つ必要があるべきだと考えます。

そこまで急激に無理だとしてもそういう方向で考えなければならぬので、単にDACと同じようなものをつくる、情報通信審議会かなんかの下につくるというだけではなく、そこが公共サービスのアクセシビリティ改善について意見を言えるということを書いておく必要があると思えます。

【石川部会長】 ありがとうございます。モニタリング機能、チェック機能を持った機関を各分野ごとに持ってPDCAサイクルを回していくのが重要だと思います。政策委員

会だけで全部見るというのは不可能だと思います。実質的にP D C Aサイクルが回っている分野もあると思います。例えば移動円滑化法の分野はそう言えるように思います。情報とコミュニケーションのアクセシビリティについてもそういうP D C Aサイクルが回るような形が望ましいと思います。

【今井構成員代理（笹野）】 情報通信ネットワーク産業協会の笹野です。

2点ご質問させていただきたいと思います。

1点目、2ページのICTサポートの強化、個々の障害者のニーズについて、ニーズにはご本人の状態だけでなく、住んでいる地方・都会といった場所の部分も含まれ、地方に行っても享受できるようなことが目的になるのでしょうか。

2点目、この部会の下に、電話リレーサービスのワーキングが設置されたという認識をしておりますが、それについて今回は触れなくてよろしいのでしょうか。

【犬童課長】 2点目のほうからお話ししますと、電話リレーサービスの検討部会は今、別の組織として走らせています。その検討状況をこの部会の最終報告を出す段階で、どこまで煮詰まっているかということとの兼ね合いだと思っています。

まだそこまで煮詰まっていないとお聞きしていますので、3月の末の時点で書けることがあれば書きますし、そうでなければ引き続き検討していく認識でございます。

【加藤総括補佐】 厚労省でございます。

1つ目のご質問につきましては、1つは各地域で実施することも想定していますので、これまでは都道府県が実施をすることになっておりました5ページの事業も、さらに指定都市や中核市など、より身近なところで支援ができるようにと我々も考えております。ICTのことですので、できるだけそれらを活用しながら地域差がなくなるというのが望ましいので、できるだけ広域に支援をできるように我々は考えてゆきます。

(3) 意見交換

【須田部会長代理】 筑波技術大学の須田でございます。

資料6-2、情報の収集のところ、先ほど石川部会長がおっしゃったように、障害者雇用は課題になっていると思います。ですから、企業の障害者雇用の考え方にもよりますが、モニターを外部に求めるのではなく、自社で障害者雇用された方の活躍を引き上げるような書き方をさせていただけるとありがたいなと思います。

【石川部会長】 ありがとうございます。

細かいですが、最初の未来イメージという4つのシーンについて、エンタメという表現はちょっと俗語的な表現で、公的な文書として柔らかすぎはしないのかなと思います。

【犬童課長】 一部表現等がラフになっている部分がありますが、最終報告までにはしっかりと精査して直しておきます。

【星川構成員】 資料6の2の12ページ、認定制度、認証制度について、ステップ1の3行目、データ標準化に関して、デバイスの情報共有プラットフォームをつくる時に、今2つのデータベースが世の中に存在していると認識しています。

それは、これを合格だというようなデータベースと、これはこういう要素があるというデータベースのふたつです。これらは似て非なるもので、例えば100の要素があって、99満たしていても、最後の1点だけがないとその人が使えないという観点や、逆に1点だけあってもその人が使えるという観点があります。企業としては合格不合格のほうの方がわかりやすいんですが、使うほうとしては、どういう要素があるかどうかということ自体をちゃんと示せるようなデータベースになっているといいという、2つの考え方があります。どちらの考え方もありうるものですが、この統一や認定、認証をしていくときそれがかなり関係してくると思いますので、ご検討いただけたらと思います。

【山田構成員】 お願いとして、共生社会ということ標榜している限り、対象者でや当事者を中心に考えていただきたいんです。先ほど6の1の資料で未来イメージのところ、表現についてご指摘したことや6の2のデータベース等コンソーシアムについて、利用者がその中から自分の使えるようなものを探せるようにしたほうがいいとご指摘したこと、6の3で障害者が政府機関で働くときに困らないようにするというのも考えるべきとご指摘したこともそうした意図です。全体として、対象者が共生社会に組み込まれる、包摂されるということを最初に打ち出したほうが、全体のストーリーが通るようになり、記述の矛盾もなくなると思います。

【須田部会長代理】 筑波技術大学の須田でございます。

資料の6の2の点で、12ページ目のステップ3からステップ4、この認定制度、認証制度について、間が随分飛んでいると思います。表紙にありますように、エビデンスベースの当事者参加型というのを標榜するのであれば、このステップ3とステップ4の間に当事者の方々のチェック等があって、その上でこのスキームが成り立つものと思います。

(以上)